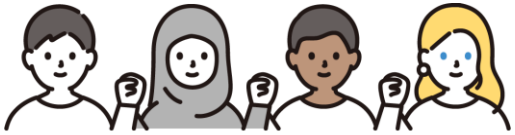
外国人材受入
に関する情報は
こちら

農業分野における外国人材の受け入れ

令和8年10月

経営局 就農・女性課



農林水産省



目　次

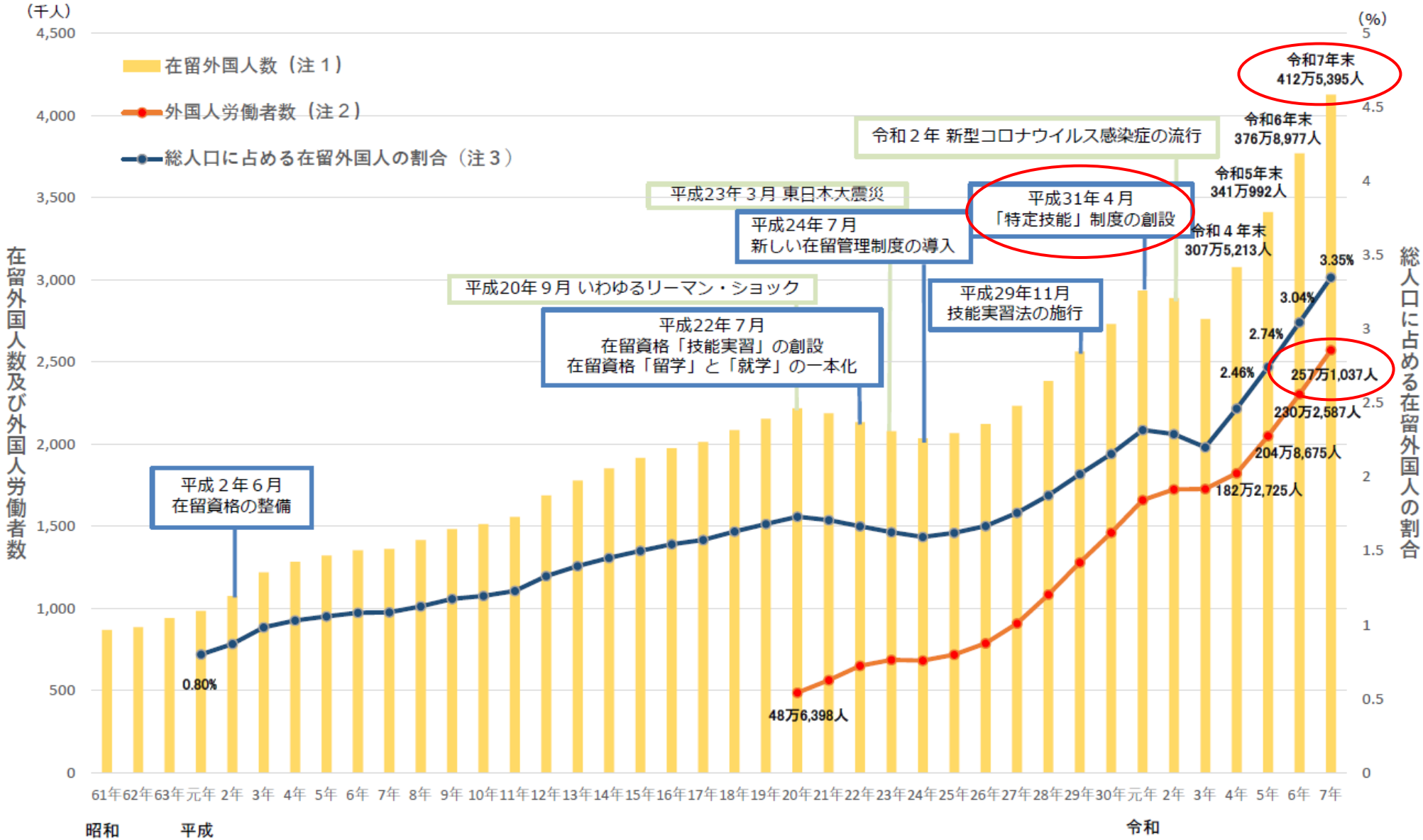
① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）

② 農業分野の外国人材の在留資格制度

③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）

④ その他の情報提供

在留外国人数及び外国人労働者数の推移（R7末）　<出入国在留管理庁資料>



（注1）平成23(2011)年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。
（注2）厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」（各年10月末現在の統計）に基づく（外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示してい
（注3）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

在留資格一覧表

<出入国在留管理庁資料>

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注１）の各業務従事者
技能実習	技能実習生
育成就労	育成就労産業分野（注２）の各業務従事者

（注１）介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、物流倉庫、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業、資源循環（令和８年１月２３日閣議決定）※物流倉庫、資源循環の受入れは、準備が整い次第、開始される予定です。

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注３）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注２）（注１）の特定産業分野から、自動車運送業及び航空を除いたもの。
令和９年４月１日運用開始

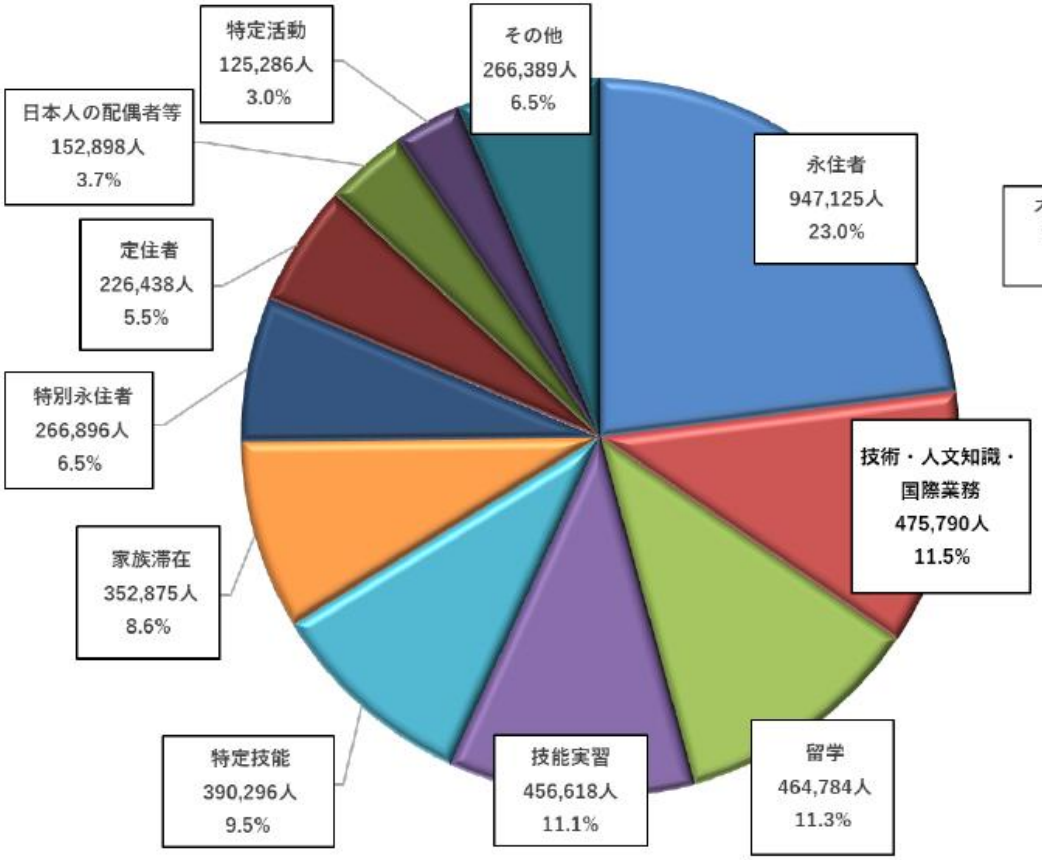
（注３）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳（R7.12末）

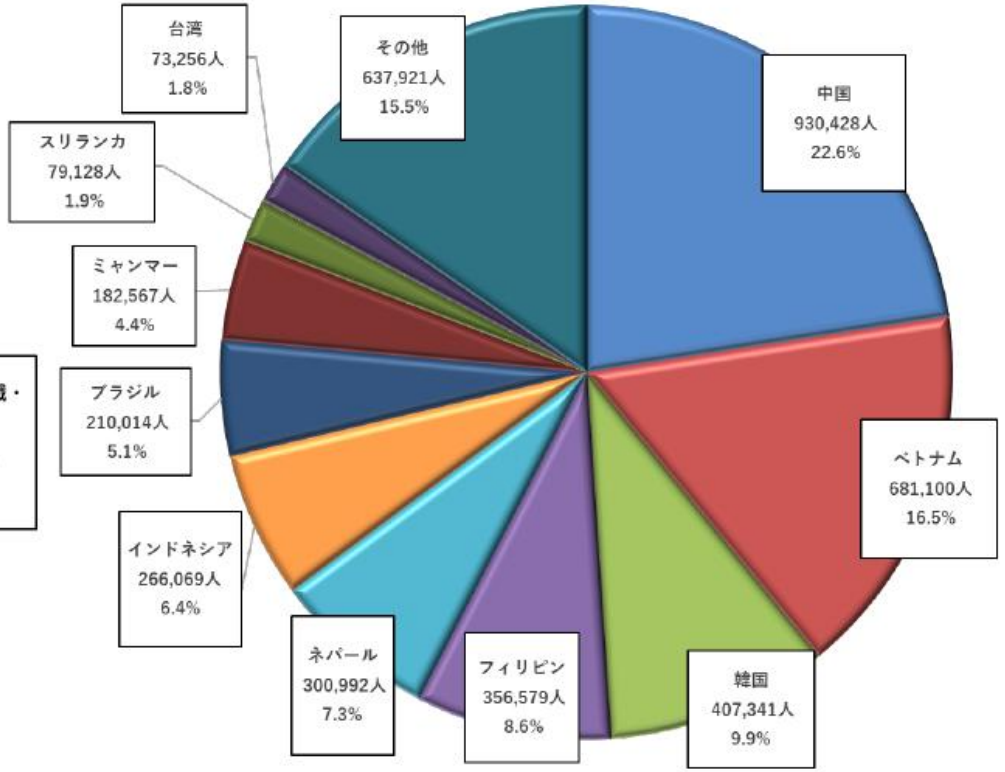
<出入国在留管理庁資料>

在留外国人数（総数）　４１２万５，３９５人

在留資格別



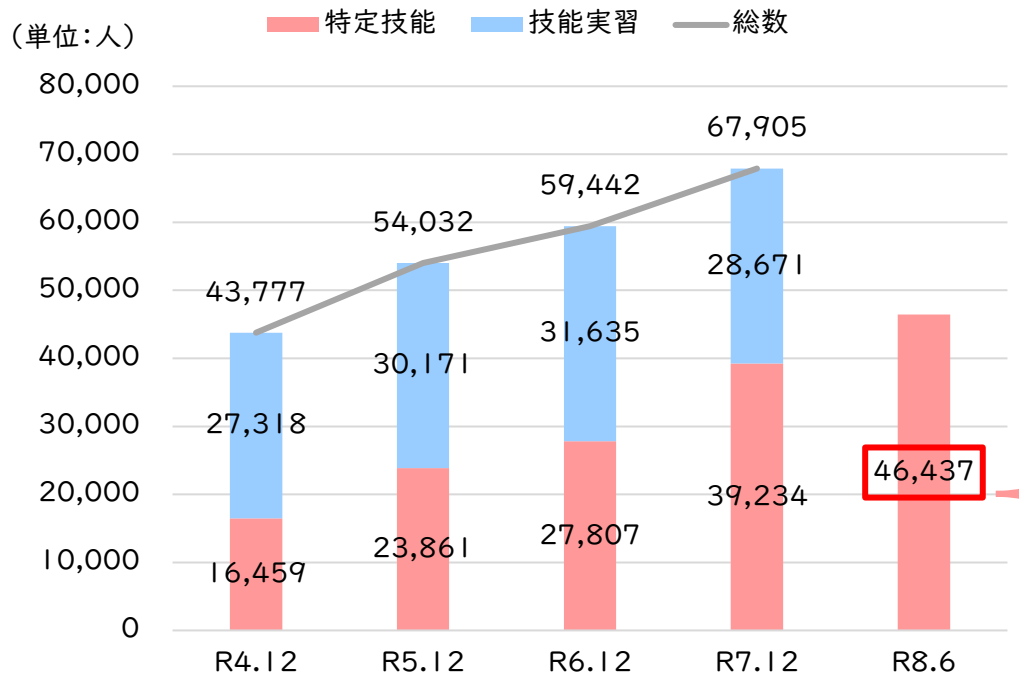
国籍・地域別



農業分野の外国人材の受入れの状況（推移、国籍別）

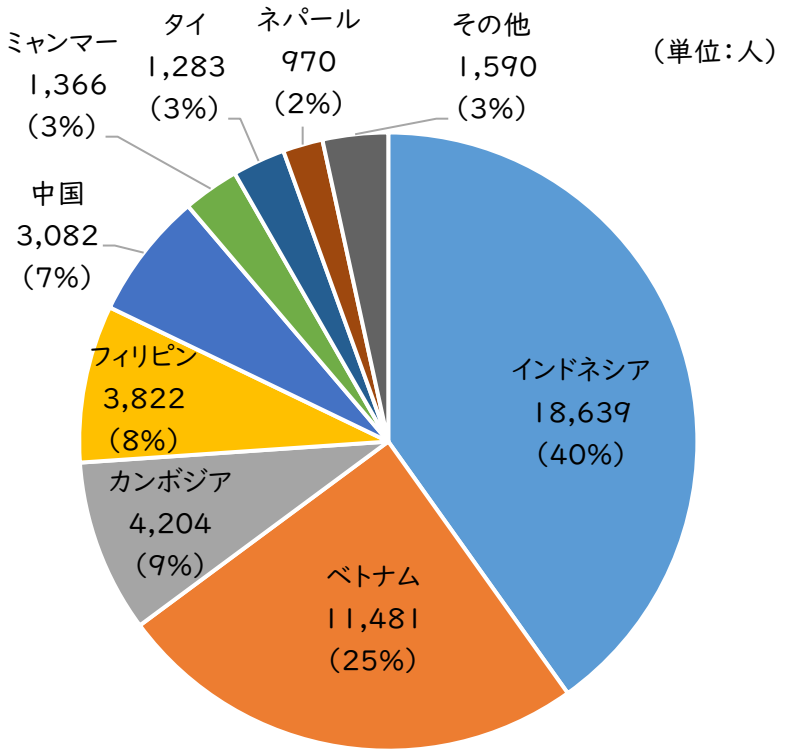
○農業分野で働く技能実習生と特定技能外国人の総数は令和7年12月末時点で約6万8千人。
○特定技能外国人数は令和8年6月末時点で約4万6千人となり、割合も年々増加。
○国籍別ではインドネシア、ベトナム、カンボジア、フィリピンの順で多くなっている。
○令和5年6月に特定技能2号の対象に農業を追加。農業分野の特定技能2号外国人数は令和8年6月末時点で2,387人。

農業分野の技能実習生数及び特定技能外国人数の推移



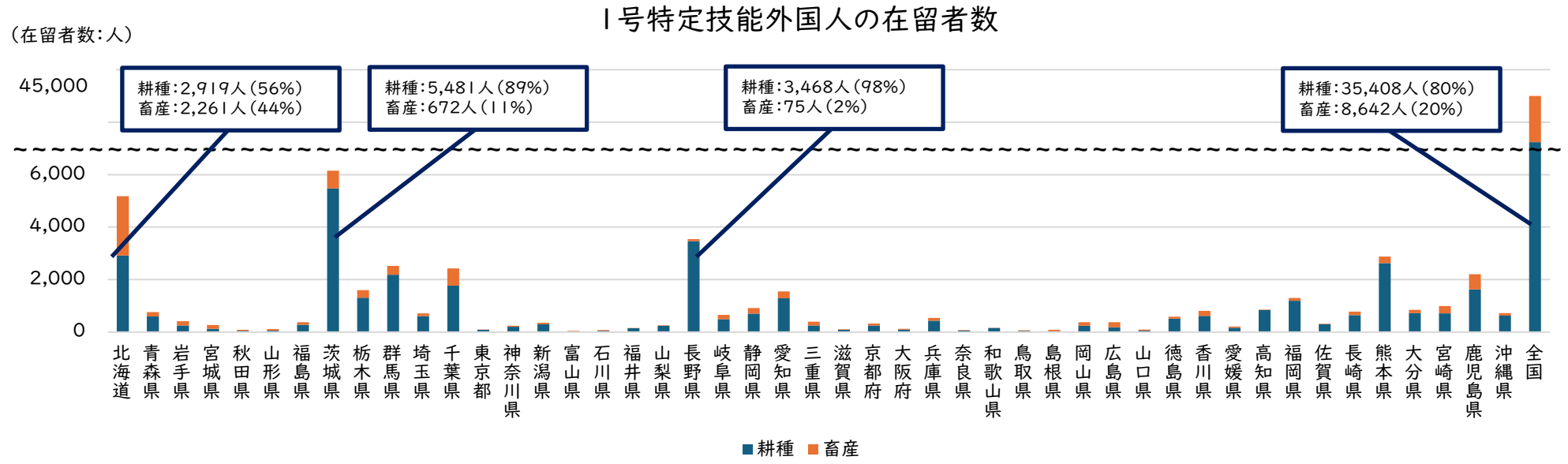
資料：出入国在留管理庁「職種・作業別　在留資格「技能実習」に係る在留者数」
（令和7年12月末現在）及び
出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」（令和8年6月末現在）
を基に農林水産省で作成

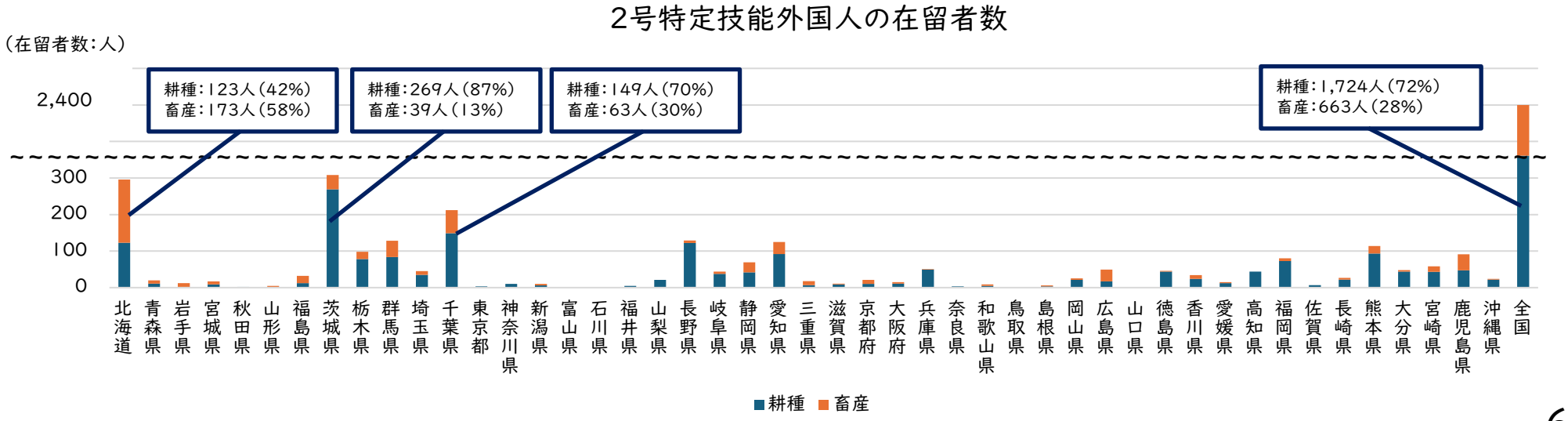
特定技能外国人の国籍別内訳



資料：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」
（令和8年6月末現在）を基に農林水産省で作成

農業分野の特定技能外国人の都道府県別在留者数





資料：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」（令和8年6月末現在）を基に農林水産省で作成

その他（参考データ）①

都道府県別　1号特定技能外国人及び2号特定技能外国人の在留者数

		1号	2号
1	北海道	5,180	296
2	青森	765	20
3	岩手	412	12
4	宮城	270	17
5	秋田	86	2
6	山形	113	5
7	福島	372	32
8	茨城	6,153	308
9	栃木	1,603	98
10	群馬	2,522	128
11	埼玉	712	45
12	千葉	2,428	212
13	東京	91	3
14	神奈川	244	10
15	新潟	355	10
16	富山	48	0

		1号	2号
17	石川	77	0
18	福井	147	5
19	山梨	265	21
20	長野	3,543	129
21	岐阜	656	44
22	静岡	911	69
23	愛知	1,549	125
24	三重	398	18
25	滋賀	109	11
26	京都	325	21
27	大阪	131	15
28	兵庫	541	51
29	奈良	83	3
30	和歌山	159	9
31	鳥取	72	0
32	島根	88	6

		1号	2号
33	岡山	374	25
34	広島	372	49
35	山口	96	0
36	徳島	593	46
37	香川	808	34
38	愛媛	215	15
39	高知	857	44
40	福岡	1,299	80
41	佐賀	323	7
42	長崎	779	27
43	熊本	2,882	114
44	大分	845	48
45	宮崎	990	58
46	鹿児島	2,208	91
47	沖縄	721	24
総　数		44,050	2,387

出典：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」（令和8年6月末現在）を基に農林水産省で作成

※　特定技能1号においては未定・不詳（手続中など）　280を含む

その他（参考データ）②

「特定技能１号」に係る在留者数（職種別）＜出典：入管庁「特定技能在留外国人数（第3表）」＞

	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年末	令和7年末	令和8年6月末
全職種	1,621	15,663	49,666	130,915	208,425	283,634	382,341	425,961
農業関係	**292**	**2,387**	**6,232**	**16,459**	**23,861**	**29,157**	**37,952**	**44,050**
耕種農業	226	1,832	4,708	12,598	18,584	22,887	30,056	35,408
畜産農業	66	555	1,524	3,861	5,277	6,270	7,896	8,642

「特定技能2号」に係る在留者数（職種別）＜出典：入管庁「特定技能在留外国人数（第3表）」＞

	令和6年6月末	令和6年末	令和7年6月末	令和7年末	令和8年6月末
全職種	153	832	3,073	7,955	18,295
農業関係	**21**	**174**	**519**	**1,282**	**2,387**
耕種農業	11	119	371	918	1,724
畜産農業	10	55	148	364	663

その他（参考データ）③

特定技能1号在留者数（全職種）

	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年末	令和7年末	令和8年6月末	
総数	1,621	15,663	49,666	130,915	208,425	283,634	382,341	425,961	
介護分野	19	939	5,155	16,081	28,400	44,367	67,871	79,884	
ビルクリーニング分野	13	184	650	1,867	3,520	6,140	8,395	10,171	
工業製品製造分野	429	3,208	9,802	27,725	40,069	45,183	56,736	62,033	
建設分野	107	1,319	4,871	12,768	24,433	38,365	49,323	52,132	
造船・舶用工業分野	58	413	1,458	4,602	7,514	9,665	11,204	11,641	
自動車整備分野	10	151	708	1,738	2,519	3,076	4,560	5,235	
航空分野	－	13	36	167	632	1,382	2,260	2,803	
宿泊分野	15	67	121	206	401	671	1,968	2,556	
自動車運送業分野	－	－	－	－	－	0	151	558	
鉄道分野	－	－	－	－	－	1	54	64	
農業分野	**292**	**2,387**	**6,232**	**16,459**	**23,861**	**29,157**	**37,952**	**44,050**	第6位
漁業分野	21	220	549	1,638	2,669	3,488	4,590	4,912	
飲食料品製造業分野	557	5,764	18,099	42,505	61,095	74,380	93,393	100,769	
外食業分野	100	998	1,985	5,159	13,312	27,759	43,869	49,060	
林業分野	－	－	－	－	－	0	0	19	
木材産業分野	－	－	－	－	－	0	15	74	

特定技能2号在留者数（全職種）

	令和4年6月末	令和4年末	令和5年6月末	令和5年末	令和6年6月末	令和6年末	令和7年6月末	令和7年末	令和8年6月末	
総数	1	8	12	37	153	832	3,073	7,955	18,295	
ビルクリーニング分野	－	－	－	－	－	3	5	17	24	
工業製品製造分野	－	－	－	1	23	96	410	840	2,386	
建設分野	1	8	12	30	66	213	561	1,799	5,329	
造船・舶用工業分野	－	－	－	6	23	74	146	336	644	
自動車整備分野	－	－	－	－	－	3	73	320	670	
航空分野	－	－	－	－	－	0	0	3	6	
宿泊	－	－	－	－	－	4	17	30	57	
農業分野	－	－	－	－	**21**	**174**	**519**	**1,282**	**2,387**	第3位
漁業分野	－	－	－	－	－	2	11	21	43	
飲食料品製造業分野	－	－	－	－	11	158	821	2,251	4,703	
外食業分野	－	－	－	－	9	105	510	1,056	2,046	

目　次

① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）

② 農業分野の外国人材の在留資格制度

③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）

④ その他の情報提供

農業分野の外国人材の在留資格制度の比較（技能実習制度、育成就労制度）

		技能実習制度 （技能実習法）	育成就労制度 （育成就労法）
在留資格		「技能実習」 ➢ 技能移転による国際貢献、実習目的	「育成就労」 ➢ 就労目的（特定技能制度への接続）
制度創設		平成5年	令和9年度
在留期間		最長5年間 ※第1号(1年)、第2号(2年)、第3号(2年) ※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内に、1か月以上帰国させる必要	原則3年間 ※特定技能1号への移行に必要な技能・日本語能力に係る試験に不合格となった場合、最長1年間在留継続を認める方針
従事可能な業務の範囲		・耕種農業：「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業：「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工等の作業への従事も可能	・耕種農業：「施設園芸」「稲作・畑作」「果樹」 ・畜産農業：「養豚」「家きん」「養牛」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工等の作業への従事も可能
技能水準		実務経験6か月以上　：農業技能実習評価試験（初級） 実務経験12か月以上：農業技能実習評価試験（中級） 実務経験24か月以上：農業技能実習評価試験（専門級） 実務経験48か月以上：農業技能実習評価試験（上級） ※必須とされていない	1年経過時まで　：農業育成就労評価試験（初級） 育成就労終了まで：農業育成就労評価試験（専門級）
日本語能力の水準		－	就労開始まで　：A1相当以上又は認定日本語教育機関での受講 1年経過時まで　：A1相当以上 育成就労終了まで：A2.2相当以上 ※
外国人材の受入れ主体（雇用主）		実習実施者（農業者等） ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実習を実施することも可能	・直接雇用（農業者等） ・労働者派遣（派遣事業者の要件を満たし、法務大臣が農林水産大臣と協議し適当と認める者）
在留者数		28,671人（令和7年12月末現在）	－
受入れ上限		－	26,300人（令和11年3月末まで）
その他	転籍	原則認められず	同じ分野であれば可能（農業分野は1年の制限期間を設定）
	労基法の適用	適用	適用

※ A2.2はゆっくりと話されれば、日々の業務で行う決まった手続きや手順（日課、ルーティン）の語句や表現を理解することができるレベル

農業分野の外国人材の在留資格制度の比較（特定技能１号、２号）

		特定技能１号 （出入国管理及び難民認定法）	特定技能２号 （出入国管理及び難民認定法）
在留資格		「特定技能１号」 ➢　就労目的	「特定技能２号」 ➢　就労目的
制度創設		平成３１年度	令和５年度（農業分野）
在留期間		通算５年（３年を超えない範囲で在留期間を更新） ※在留期間中の帰国可	上限なし（３年、２年、１年又は６月で在留期間を更新） ※在留期間中の帰国可
従事可能な業務の範囲		耕種農業全般（栽培管理、集出荷・選別等） 畜産農業全般（飼養管理、集出荷・選別等） ※日本人が通常従事している関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等）に付随的に従事することも可能	１号で従事可能な業務及び当該管理業務 ※特定技能２号受験資格： ①耕種農業（畜産農業）の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての２年以上の実務経験 ②耕種農業（畜産農業）の現場における３年以上の実務経験
技能水準		相当程度の知識又は経験を必要とする技能 ※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、技能実習（３年）を良好に修了した者は試験を免除。	熟練した技能
日本語能力の水準		A2．2相当以上 ※技能実習（３年）を修了した者は試験を免除	B１相当以上 ※令和９年４月１日から適用
外国人材の受入れ主体（雇用主）		・直接雇用（農業者等） ・労働者派遣（派遣事業者の要件を満たし、法務大臣が農林水産大臣と協議し適当と認める者）	同左
在留者数		44,050人（令和8年6月末現在）	2,387人（令和8年6月末現在）
受入れ上限		73,300人（令和１１年３月末まで）	－
その他	家族帯同	－	可能
	監理者	「登録支援機関」を活用可能	－
	労基法の適用	適用除外	適用除外

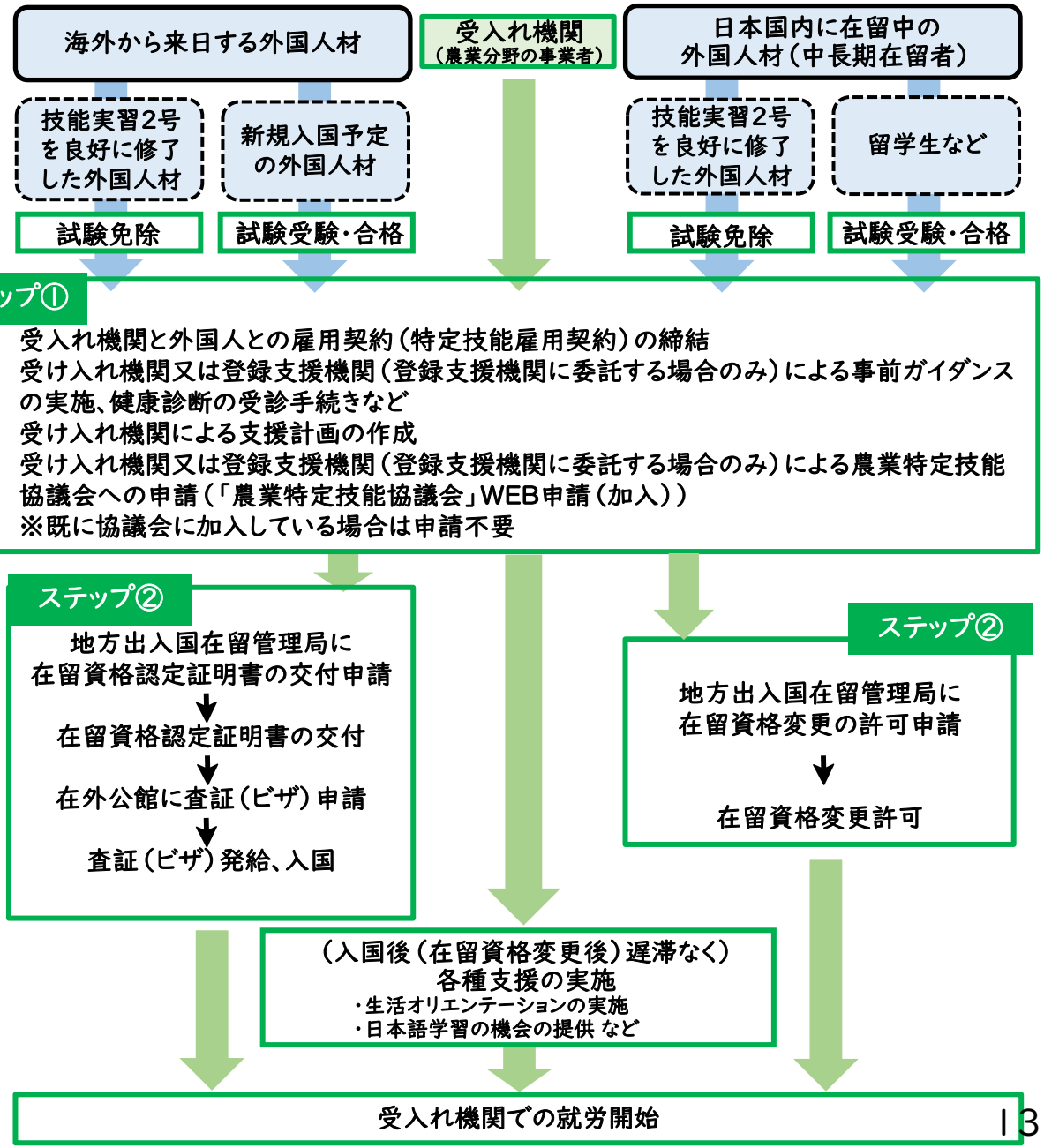
特定技能外国人受入れまでのプロセス

- １号特定技能外国人を受け入れるプロセスは、大きく分けて2つのステップ

✓ ステップ①
雇用契約の締結
支援計画の作成
農業特定技能協議会への申請
※既に協議会に加入している場合は申請不要

✓ ステップ②
地方出入国在留管理局への申請

- ２号特定技能外国人を受け入れる場合は、事前ガイダンスの実施や支援計画の作成など、一部手続きが不要



出入国在留管理庁資料
https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri06_00103.html

雇用契約及び受入れ機関に関する基準　（特定技能外国人の受入れに関する運用要領 第5章関係）

特定技能雇用契約の内容の基準（第1節）

○ 報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用等について差別的な取扱いをしないこと

○ 特定技能外国人は分野別運用方針及び分野別運用要領で定める水準を満たす技能を要する業務に従事させること

○ 受入機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること

○ 同等の業務に従事する日本人労働者の報酬の額と同等以上であること（適切に説明すること）

○ 外国人の派遣先及び派遣の期間が定められていること

○ 雇用契約終了後に帰国する際の費用については本人負担が原則だが外国人が負担できないときは受入れ機関が帰国費用を負担すること

○ 外国人の健康状況その他の生活状況を把握するために必要な措置を講じること（定期健康診断の実施等）

雇用契約の相手方（受入れ機関）の基準（第2節）

○ 労働関係法令、社会保険関係法令等を遵守していること
○ 現に雇用している国内労働者を非自発的に離職させていないこと
○ 雇用契約締結の日の1年以内及び締結後に行方不明者を発生させていないこと
○ 実習認定の取消しを受けていないこと（5年を経過していること）
○ 外国人の活動状況に関する文書を作成し、業務する事業所に備えておくこと
○ 外国人及びその親族等が、補償金徴収や違約金契約等を締結させられている場合、それを認識して契約していないこと
○ 1号外国人の支援費用を当該外国人に直接的又は間接的にも負担させないこと
○ 派遣元が農業分野等に関する業務を行っており、入管庁の長と農水省の長との協議により適当と認められること
○ 派遣先についても労働、社会保険及び租税に関する法令順守等、一定の失格事由に該当しないこと
○ 労災保険制度の暫定任意適用事業所の場合、労災保険に類する民間保険に加入していること
○ 外国人が十分に理解できる言語による情報提供体制や適切な相談体制があること
○ 1号外国人支援状況に係る文書を作成し、契約終了日から1年以上備えておくこと
○ 派遣先の監督的立場にある者との定期的な面談（3カ月に1回以上）を行うこと

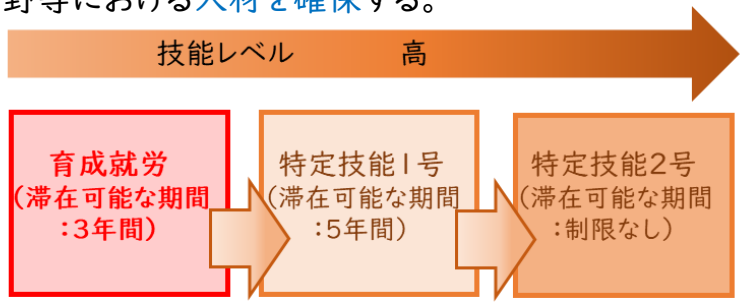
○ その他、農林水産省の上乗せ告示により、①特定技能外国人を直接雇用する場合、労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を有すること、②労働者派遣の場合は、派遣先は、労働者を6月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者として選任していることが要件とされています。

育成就労制度の概要（制度のポイントと分野別運用方針）

○ 令和6年6月に入管法等が改正され、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度を創設（令和9年度施行）。
○ 分野ごとの主要な事項を定めた分野別運用方針が閣議決定（令和8年1月23日閣議決定）される等、制度の施行に向けた準備が進められている。

○ 育成就労制度のポイント

◆ 我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成し、農業分野等における人材を確保する。



○ 育成就労産業分野について

◆ 育成就労産業分野として、農業を含む17分野が設定
◆ 農業分野では、以下のとおり従事できる業務の範囲が拡大

	技能実習	育成就労
耕種農業	・施設園芸	・施設園芸（育苗のみも可）
	・畑作・野菜	・稲作・畑作（稲作を追加）
	・果樹	・果樹
畜産農業	・養豚	・養豚
	・養鶏（採卵鶏）	・家きん（肉用鶏を追加）
	・酪農	・養牛　（肉用牛を追加）

○ 受入見込数について

◆ 受入れ見込み数はこれを上限として運用するものであり、育成就労については新たに設定（技能実習では設定なし）

＊農業分野の受入見込数
特定技能：73,300人　※R6～10年度までの5年間
育成就労：26,300人　※R9～10年度までの2年間

○ 転籍制限期間について

◆ 育成就労では本人意向の転籍が可能であり、転籍制限期間は分野ごとに1～2年までの範囲内で設定
◆ 農業分野の転籍制限期間は1年

○ 上乗せ基準について

◆ 分野の特有の事情に鑑み、全分野共通の基準に上乗せして分野独自の基準を告示により定めるもの
◆ 農業分野については、特定技能の上乗せ基準を基本としつつ、
① 労働時間等に係る待遇について、労働基準法の準拠をすること
② 労災発生防止を目的に、「入国後講習における農作業安全講習の受講」
を新たに追加

分野別運用方針の主要な記載事項 <出入国在留管理庁>

1　特定産業・育成就労産業分野

：既存分野　　：既存分野のうち新たな業務等を追加する分野　　：新たに追加する分野

介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野	リネンサプライ分野	
造船・舶用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野	物流倉庫分野	
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野	資源循環分野	
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食料品製造業分野		

※特定産業分野は１９分野、育成就労産業分野は１７分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

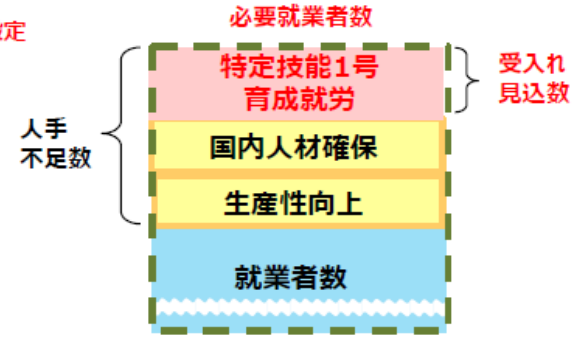
2　人材不足の状況・受入れ見込数

※特定技能は、従来の受入れ見込数より減少
育成就労は、技能実習では設定がなかった受入れ見込数を新たに設定

○　５年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二３（３））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。

○　受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和６年３月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。

特定技能1号 80万5,700人、育成就労42万6,200人　計123万1,900人（令和11年３月末まで）



（人）

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・舶用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能（R6.3設定）	135.000	37.000	80.000	36.000	10.000	23.000	24.500	78.000	17.000	53.000	1.000	5.000	173.300	4.400	3.800	139.000				820.000
特定技能1号	126.900	32.200	76.000	23.400	9.400	14.800	22.100	73.300	14.800	50.000	900	4.500	199.500	4.900	2.900	133.500	4.300	11.400	900	805.700
育成就労	33.800	7.300	123.500	13.500	9.900	5.200		26.300	2.600	5.300	500	2.200	119.700		1.100	61.400	3.400	6.900	3.600	426.200
分野全体	160.700	39.500	199.500	36.900	19.300	20.000	22.100	99.600	17.400	55.300	1.400	6.700	319.200	4.900	4.000	194.900	7.700	18.300	4.500	1.231.900

※育成就労については、令和９年４月（制度開始）からの受入れ
※１号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

特定技能１号の受入れ見込数及び在留者数について（令和８年７月末時点・速報値）

○ 現在の受入れ見込数は、令和８年１月２３日に閣議決定（**令和11年３月までの受入れ見込数**）

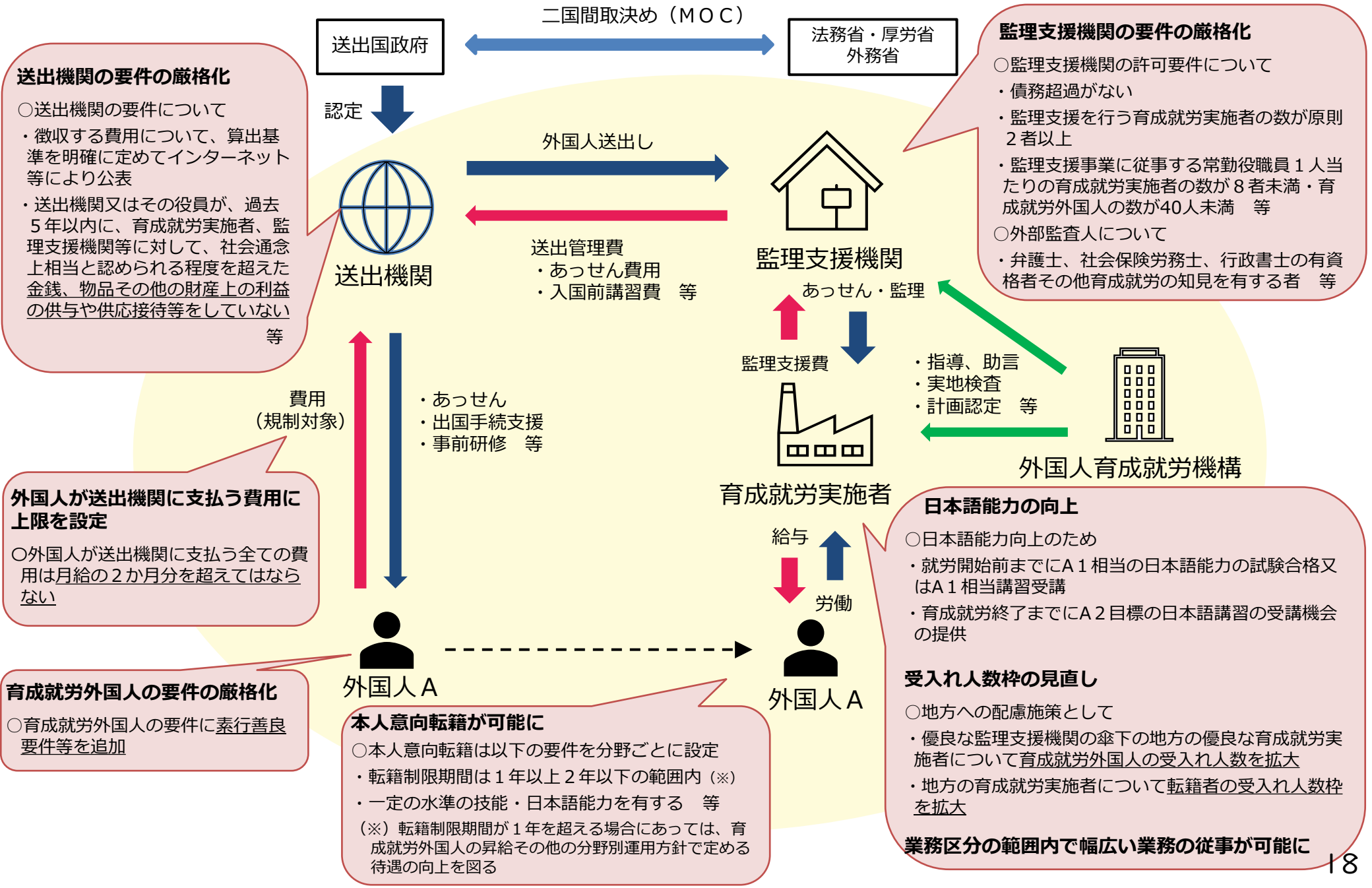
（人）

分野	介護	ビル クリーニング	リネン サプライ（※２）	工業製品 製造業	建設	造船・ 舶用工業	自動車整備	航空	宿泊	自動車運送業（※１）	鉄道（※1）	物流倉庫（※２）
受入れ見込数	126,900	32,200	4,300	199,500	76,000	23,400	9,400	4,900	14,800	22,100	2,900	11,400
在留者数	81,436	10,514	3	63,032	52,366	11,693	5,332	2,823	2,771	703	73	-
受入れ見込数の充足率	64.2%	32.7%	0.1%	31.6%	68.9%	50.0%	56.7%	57.6%	18.7%	3.2%	2.5%	-
年間増加数（※３）	24,402	2,918	3	10,768	7,937	900	1,482	968	1,341	681	52	-

分野	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業	林業（※１）	木材産業（※１）	資源循環（※２）	合計
受入れ見込数	73,300	14,800	133,500	50,000	900	4,500	900	805,700
在留者数	44,952	4,988	101,922	49,290	19	99	-	432,016
受入れ見込数の充足率	61.3%	33.7%	76.3%	98.6%	2.1%	2.2%	-	53.6%
年間増加数（※３）	8,891	960	15,567	12,107	19	97	-	89,093

※１　令和６年３月に受入れ対象分野に追加
※２　令和８年１月に受入れ対象分野に追加
※３　年間増加数は、令和７年７月末在留者数と令和８年７月末在留者数の差（速報値）

育成就労制度の関係省令等による制度見直しの全体像　＜厚生労働省＞



送出機関の要件の厳格化

○送出機関の要件について

・徴収する費用について、算出基準を明確に定めてインターネット等により公表

・送出機関又はその役員が、過去５年以内に、育成就労実施者、監理支援機関等に対して、社会通念上相当と認められる程度を超えた金銭、物品その他の財産上の利益の供与や供応接待等をしていない　等

監理支援機関の要件の厳格化

○監理支援機関の許可要件について

・債務超過がない

・監理支援を行う育成就労実施者の数が原則２者以上

・監理支援事業に従事する常勤役職員１人当たりの育成就労実施者の数が８者未満・育成就労外国人の数が40人未満　等

○外部監査人について

・弁護士、社会保険労務士、行政書士の有資格者その他育成就労の知見を有する者　等

外国人が送出機関に支払う費用に上限を設定

○外国人が送出機関に支払う全ての費用は月給の２か月分を超えてはならない

育成就労外国人の要件の厳格化

○育成就労外国人の要件に素行善良要件等を追加

本人意向転籍が可能に

○本人意向転籍は以下の要件を分野ごとに設定

・転籍制限期間は１年以上２年以下の範囲内（※）

・一定の水準の技能・日本語能力を有する　等

（※）転籍制限期間が１年を超える場合にあっては、育成就労外国人の昇給その他の分野別運用方針で定める待遇の向上を図る

日本語能力の向上

○日本語能力向上のため

・就労開始前までにＡ１相当の日本語能力の試験合格又はＡ１相当講習受講

・育成就労終了までにＡ２目標の日本語講習の受講機会の提供

受入れ人数枠の見直し

○地方への配慮施策として

・優良な監理支援機関の傘下の地方の優良な育成就労実施者について育成就労外国人の受入れ人数を拡大

・地方の育成就労実施者について転籍者の受入れ人数枠を拡大

業務区分の範囲内で幅広い業務の従事が可能に

目　次

① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）

② 農業分野の外国人材の在留資格制度

③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）

④ その他の情報提供

外国人材受入総合支援事業

【令和9年度予算概算要求額449（247）百万円】
（令和7年度補正予算額1,275百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**外国人材に対する学習機会の提供の取組**を支援します。

＜事業目標＞

○　農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保　○　外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

＜事業の内容＞

1．技能試験の円滑な実施

特定技能制度及び育成就労制度において、外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・実施**を支援します。

2．外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業分野において、**相談窓口の設置、優良事例の収集・周知**等の取組を支援します。さらに、以下の取組を行います。

① 農業分野では、**ポータルサイトの運営**、育成就労外国人等の**就労状況及びキャリア形成調査**、**外国人材受入特化型生成AIの設計・実証**等の取組支援

② 飲食料品製造業及び外食業分野では、**外国人材の育成・定着に向けたガイドブック等の作成**、多言語での**労働安全衛生セミナーの開催等**

3．外国人材の呼込み（現地説明・相談会）

日本での就労意欲の喚起を図るため**海外教育機関等と説明会**を実施

4．外国人材の育成（学習支援）

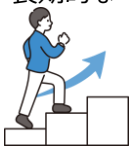
農業生産に必要な知識を学ぶ**e-ラーニングの開発**と**講習会**を実施

＜事業イメージ＞

○ **農業分野**

＜就労状況及びキャリア形成調査＞

・ 就労実態調査をベースに中長期的なキャリアモデルを策定



＜外国人材特化型生成AIの活用＞

・ 仕事面や生活面でのコミュニケーションをサポートするための生成AI活用



＜現地説明・相談会の実施＞

・ 日本の農業現場の理解促進、就労意欲の喚起を図るため海外教育機関等と連携し、説明会を実施

＜学習機会の提供＞

・ 農業生産に必要な知識を学ぶe-ラーニングの開発と講習会を実施

○ **飲食・外食分野**

＜ガイドブックの作成＞

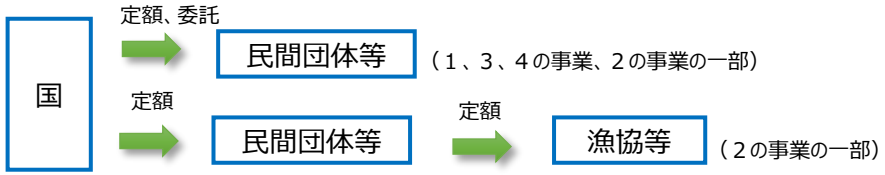
・ 外国人材の育成・定着に向けたガイドブックの作成

＜労働安全衛生セミナーの実施＞

・ 労働災害の防止に向けた多言語でのセミナー、講習会の開催



＜事業の流れ＞



［お問い合わせ先］

（農業分野）	経営局就農・女性課	（03-6744-2159）
（漁業分野）	水産庁企画課	（03-6744-2340）
（飲食料品製造業及び外食業分野）	大臣官房新事業・食品産業部新事業・国際G	（03-6744-2397）

農業分野において外国人材向けのユーザビリティを向上

外国人材からの相談対応

・外国人材からの相談に対応したLINEチャット・チャットボットを設置

・チャットボットの内容で解決できない相談内容については、チャットからそのまま電話が可能。

LINEの友達追加はコチラ 👇



<対応言語>
やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、クメール語、シンハラ語、ネパール語、ウルドゥー語
※LINEチャットは、やさしい日本語のみ

外国人材受入の優良事例集

・農業分野で特定技能外国人を受入れている農業者等の優良事例を紹介し、支援の工夫や受け入れる際の心構え、技能実習生との役割分担など参考となる情報を掲載

・令和7年度版については、8か国語に翻訳



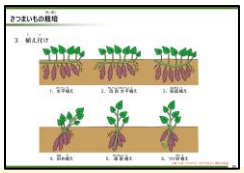
優良事例集 👇

<対応言語>
日本語、英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、クメール語、ミャンマー語

学習用e-ラーニング

・「安全衛生」「耕種農業」「畜産農業」の基礎をオンラインで学ぶことができる外国人材向けのe-ラーニングシステムを作成・公開

・動画はやさしい日本語で説明しており、テキストは外国語版も公開
【テキスト例】





e-ラーニング
登録はコチラ 👇

<対応言語>
やさしい日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、カンボジア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語

労働安全衛生リーフレット

・農作業現場に就労する外国人材が農作業を安全で衛生的に行うため、農作業安全の教育用リーフレットの外国語版を作成



農作業安全 👇



熱中症対策 👇

<対応言語>
日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語
クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語
※クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語は熱中症対策チラシのみ

農業分野における特定技能外国人受入れの優良事例

株式会社みっちゃん工房
～国籍を隔てず働くすべての人が幸せになる職場づくり～



<基本情報>
〇熊本県上益城郡益城町
〇耕作面積：3ha(ハウス66棟)
〇主な作物：ベビーリーフ
〇外国人材：特定技能6人

<外国人材の受入れについて>
・平成28年から受入れ開始。
・ベトナムに赴き、現地で面接を行った。
・外国人材はみんな努力家でお互いに成長できると感じている。

<特徴的な取組>
・加工場のリーダーに外国人材を登用。工場の責任者として、品質管理や作業全体の流れの管理、作業人員のシフトの管理などを担う。
・希望者へ週1回、勤務終了後に日本語学習の場を設けている。現在は日本語能力試験N2に合格した者が2名。
・運転免許取得の際は費用を負担。
・日本を好きになってほしいとの思いから研修旅行に参加してもらっている。
※令和7年度優良事例集に掲載

株式会社くしまアオイファーム
～自社で支援計画を作成して外国人材を雇用、支援～



<基本情報>
〇宮崎県串間市
〇耕作面積：30ha(契約農家280ha)
〇主な作物：サツマイモ
〇外国人材：外国人材56人
（うち特定技能43人）

<外国人材の受入れについて>
・技人国の人材を受け入れたことをきっかけに令和4年から1号特定技能外国人を受入れ開始。
・登録支援機関は通さず、自社で送り出し、所属機関として受入れ。
・国内外での試験合格者が多く、人材会社等からの紹介により採用。

<特徴的な取組>
・賞与は本人の実績に応じて5～10万円を年2回支給。
・就業開始前に朝礼を行っており連絡はスマホのチャットツールがメイン。
・給与は月給制。
・日本語検定のN3やN2の取得に対して報奨金あり。さらに、特定技能2号に対しても給与をプラス。
・住環境は一戸建てをはじめ、複数を賃貸契約。

※令和6年度優良事例集に掲載

事例掲載ページ

・R7年度事例集
https://asat-nca.jp/casestudy

・過去の事例集
https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/new.html#jirei

・九州農政局事例
https://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/keiei/gaikokujinzai.html

・沖縄総合事務局事例
https://www.ogb.go.jp/nousui/keiei/foreigner

外国人材の呼び込みのための現地説明・相談会（海外ジョブフェア）の取組み

○　日本農業への就労意欲の喚起・技能試験の受験促進を目的に、現地の教育機関等と連携した海外ジョブフェアを開催
○　日本側からは農業経営者も参加し、外国人材採用の足がかりとするほか、日本での働き方や暮らし方を紹介
○　令和７年度では、インド、カンボジア、ネパール、インドネシア、ベトナムにおいて開催

＜開催概要＞

（主なプログラム）
① 政府関係者・来賓あいさつ
② 日本での就労・生活の様子を動画で紹介
③ 特定技能制度（SSW）の説明
④ 受入れ機関・地方自治体の経営紹介（動画など）
⑤ 農業経営体と参加者との個別相談会

実施場所	教育機関等	参加人数
インドネシア デンパサール	ウダヤナ大学	インドネシア側：200名、日本側：6社
スリランカ ラトナプラ、コロンボ	ラトナプラ農業学校	スリランカ側：400名、日本側：9社
ウズベキスタン タシケント	タシケント国立農業大学	ウズベキスタン側：250名、日本側：7社
タイ バンコク、ウドンタニ	ラーチャパッド大学	タイ側：450名、日本側：6社
インド グワハティ、アグラ	フルサワアカデミー	インド側：350名、日本側：4社



特定技能制度の説明


相談会の様子



＜参加者の声＞

・参加者は、61.2%（49名）が「日本の農業分野で働きたい」、70.9%（56名）が「特定技能試験を受験したい」と回答（ウズベキスタン）。
・農業経営体は、「日本の農業の関心を持ってくれて嬉しい」「内定につながった」「今後も積極的に採用したい」と回答（複数国）。
・送り出し機関は、「日本の受入れ機関も外国人材を雇いたい経営体が多くいることを知れて良かった」と回答。

目　次

① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）

② 農業分野の外国人材の在留資格制度

③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）

④ その他の情報提供

農林水産省が主催する「農業分野における外国人受入れセミナー」

○　農業分野において、外国人材の適正かつ円滑な受入れと働きやすい環境整備をさらに進めていく必要
○　セミナーでは就労環境の整備面で秀逸な取組を行う農業経営体や、現場での課題解決に取り組む地方自治体、日本との連携強化を希望する送出し国の取組・魅力等を紹介

<主なプログラム>　※令和8年7月までで計9回開催

第１回プログラム

(1)講演

「外国人労働者の増加と地方自治体支援の必要性について」
北海学園大学 経済学部 教授 宮入 隆氏

(2)事例紹介

「外国人材受入れの際に気をつけていること」
株式会社みっちゃん工房 代表取締役社長 光永 カオリ氏

「派遣形態での受入れにおける働き方と定着支援について」
YUIME株式会社 取締役 江城 嘉一氏

(3)農林水産省からの情報提供

・農業分野の外国人材受入れ状況、各種制度概要など

第3回プログラム

(1)インドの魅力紹介

①ご挨拶　在日インド大使館 Karun Bansal氏

②「インド人材の魅力と現状」
在インド日本国大使館 太田 雅美氏、JICA専門家 栗山 明氏

③「インド人材の魅力、インド北東部と日本の取組など」
ANA総合研究所主席研究員 片桐 常弥氏

④「日本語教育の状況、現地学生へのインタビューなど」
ARMS Incorporation ジャミル・テムジェン・ブルサネン氏

⑤「高知県における外国人材の活躍、熊谷ファームで活躍する外国人」
高知県商工労働部商工政策課 前田 淑氏

(2)地方自治体における外国人向け施策

「熊本県における外国人材受け入れ支援の取組
（特定2号合格に向けた支援など）」
熊本県農林水産部担い手支援課 橋本 直樹氏

第4回プログラム

①「インドネシア人材の魅力紹介」
在インドネシア日本国大使館 一等書記官 小宮 元晃 氏

②「優秀な人材の確保（福井県とインドネシア農業省との覚書締結など）」
福井県庁 農林水産部 園芸振興課 羽生 英二 氏

③「外国人との共生＆共働（受け入れ準備・生活・仕事・語学・人材育成・帰国後の支援の工夫（サマサマ手帳）など」
株式会社農園たや 代表者 田谷 徹 氏

④「海外ジョブフェア（インドネシア：バリ州デンパサール）の紹介」
一般社団法人 全国農業会議所 東垣 美穂 氏

<ご紹介を行った主な送り出し国>
ウズベキスタン、インド、インドネシア、スリランカ、カンボジア



<主なご登壇者>
・地方公共団体：宮崎県、高知県、熊本県、福井県
・受入れ機関：株式会社みっちゃん工房（熊本県）、YUIME株式会社（派遣事業者）、株式会社くしまアオイファーム（宮崎県）、株式会社農園たや（福井県）

<過去のセミナー情報>
https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/250828.html　詳細はこちら👉

不法就労対策（農業者向けチラシ）

外国人労働者を雇用する事業主の皆さまへ

農業分野における不法就労の現状

退去強制手続等が執られた不法就労外国人は令和6年に1万4，453人、令和7年に1万3，435人と高止まりの傾向にあるところ、不法就労外国人1万3，435人のうち、都道府県別では、茨城県、千葉県、群馬県の順で多く、**不法就労の職種別では、農業従事者が5，227人と最も多くなっています。**

資料：出入国在留管理庁報道発表資料「令和7年における入管法違反事件について 図表10 不法就労者の就労内容別の就労場所構成」

図表10　不法就労者の就労内容別の就労場所構成

単位（人）

就労場所 / 就労内容	総数	農業従事者	漁船作業者	土木	建築関係仕上作業従事者	飲食関連サービス従事者	清掃作業	その他
総数	13,435	5,227	4,011	1,095	975	407	211	1,509
茨城	3,518	2,463	573	251	19	35	17	160
千葉	1,967	1,034	502	104	72	48	23	184
群馬	1,426	731	254	204	112	32	21	72
埼玉	1,368	195	826	115	65	25	18	124
愛知	1,035	61	369	104	233	58	11	199
東京	925	31	467	37	56	77	13	244
栃木	544	187	168	76	28	9	4	72
大阪	542	27	150	41	152	30	56	86
神奈川	522	10	326	29	36	35	25	61
長野	207	161	18	4	8	2	0	14
その他	1,383	327	358	130	194	56	25	293

不法就労防止にご協力ください



不法就労となるのは次の3つの場合です。

①在留資格がない者や国外退去が決まっている者が働くケース

（例）在留期限の切れた人が働く

②就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

（例）留学生が許可を受けずに働く

③現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース

（例）・建設分野で働くことを認められた特定技能の在留資格を有する外国人が農業に従事する

・留学生が許可された時間数を超えて働く

事業者も処罰の対象になります

○不法就労させたり、不法就労をあっせんしたりした人

→不法就労助長罪：3年以下の拘禁刑・300万円以下の罰金、又はこれらを併科

令和9年4月以降は

「5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金、又はこれらを併科」

○外国人の雇用又は離職のハローワークへの不届・虚偽の届出

→30万円以下の罰金

外国人を雇用するときのチェックリスト

CHECK!

基本編

採用する前に、在留カードの原本の提示を求める
⇒在留資格・在留期間満了日・就労制限の有無等をチェック

□「短期滞在」等の原則就労不可の在留資格ではない
□在留期限切れではない
□在留カード券面の「就労制限の有無」欄に「就労不可」と記載されていない
□在留カード等読取アプリ及び在留カード等番号失効情報照会で在留カードの偽変造の有無及び有効であることを確認している
（出入国在留管理庁HP：在留カード等読取アプリケーション／失効情報照会サポートページ https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html）

ケース別編

在留カード券面の「就労制限の有無」欄に「在留資格に基づく就労活動のみ可」と記載のケース

□在留資格に基づく業務に従事させる予定である
【ポイント】
・出入国在留管理庁ホームページなどで在留資格ごとの活動内容を確認
・受入不可の例：「技術・人文知識・国際業務」を有する者が収穫作業を行う

在留カード券面の「就労制限の有無」欄に「指定書により指定された就労活動のみ可」記載のケース

□指定書により指定された内容に基づく業務に従事させる予定である
【ポイント】
・旅券（パスポート）に添付された「指定書」を確認
・受入不可の例：指定書に建設分野に従事する旨記載があるにもかかわらず、農業に従事させる

留学生など（在留カード券面の「就労制限の有無」欄に「就労不可」と記載）、例外的に就労できるケース

□在留カード券面で資格外活動許可を受けている旨を確認
□資格外活動の制限（原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。）の範囲内で従事させる予定である
【ポイント】
・他の就業先の有無を確認し、外国人の労働時間を把握



不法就労防止に関する公的機関の情報を確認しましょう！！
出入国在留管理庁HP掲載リーフレット「外国人の適正な雇用にご協力ください」
https://www.moj.go.jp/isa/content/001462224.pdf



農業分野における特定技能外国人の派遣形態による受入れ

○ 農業分野では季節性による作業の繁閑など特有の事情があるため、**派遣形態での**受入れが可能となっている。
○ 派遣事業者は、Ⅱの4つの要件いずれかに該当し、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者。
現在43社（令和8年9月末時点）が該当。

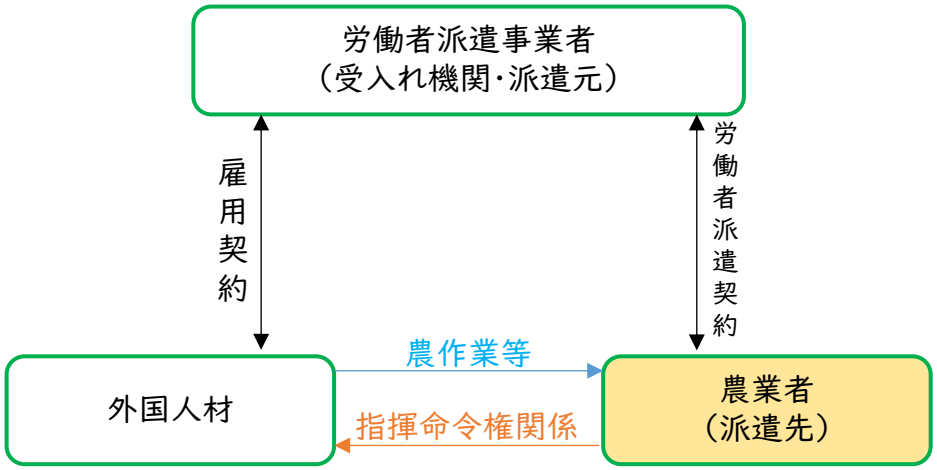
Ⅰ 労働者派遣形態により受け入れる必要性
（農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針）

農業分野においては、
① 冬場は農作業ができないなど、**季節による作業の繁閑がある**、
② 同じ地域であっても、作目による収穫や定植等の**農作業のピーク時が異なる**といった特性があり、
農繁期の労働力の確保や複数の産地間での労働力の融通といった**農業現場のニーズに対応する必要がある**

Ⅱ 派遣事業者の要件
（特定技能基準省令第2条第1項第9号イ）

以下のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者
① 農業又は農業関連業務を行っている事業者
② ①又は地方公共団体が資本金の過半数を出資している事業者
③ 業務執行に実質的に関与していると認められる者が地方公共団体の職員又は①に掲げる者等
④ 国家戦略特区法に規定する特定機関であること

（参考1）特定技能外国人の派遣形態



（参考2）特定技能外国人の派遣形態での受入れ事例

YUIME株式会社



○東京都港区、沖縄県那覇市
○主な派遣先:北海道、、長野、愛媛、鹿児島、佐賀、沖縄等
○外国人材:特定技能1号人材 1,026名
特定技能2号人材 40名強
（令和8年5月末時点）
<特徴的な取組>
・2013年～農業繁忙期に特化した派遣事業を沖縄から開始
2017年～全国産地間連携を開始
沖縄:サトウキビ12月～,九州:茶3月,長野:レタス5月～,北海道:馬鈴薯6月～など
練度を高めていることでマネージャー、リーダー体制を構築
生産性の高いチーム作りにより生産農家の維持・拡大を強く推進
2024年より農業分野における特定技能2号人材を育成

農業分野の特定技能派遣事業者コンソーシアム 組織概要

目的

特定技能外国人の派遣を認められた労働者派遣事業者が相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行っていくことにより、業界全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指すとともに、農業全体の発展へ寄与することができるよう活動を行う。

特に、企業活動による人権侵害について企業の責任に関する国際的な議論が活発となっていることを踏まえ、人権方針の策定・実行を中心に、派遣外国人材のキャリアアップに向けた仕組みづくり等を通じて事業者の自発的な発展を促進する。

構成員

派遣事業者 7社

- YUIME株式会社（事務局）
- 株式会社アルプスビジネスサービス
- 株式会社ジョブズ・エル
- 株式会社ワークマネジメント
- 株式会社Mプランニング
- スタッフ・パートナーズ株式会社
- 株式会社グローバルヒューマニー・テック

【オブザーバー】（一社）全国農業会議所

主な活動

【これまでの取組】

令和6年4月　コンソーシアム発足

令和6年10月　人権保護方針の策定、公表

令和7年5月　企画運営委員会等の設置

【今後の取組予定】

- 人権デューディリジェンス（DD）に係る取組の具現化
- 人権DDの周知徹底と適切な実行
- 特定技能外国人材のキャリアプランの仕組みづくり

Q&A よくあるご質問

<特定技能外国人の受入れ手続きについて>

Q1　初めて特定技能外国人を受け入れる際、どのような手続きが必要ですか。

○　次の業務を行う農業事業者等が特定技能外国人を受け入れ可能です。
　① 耕種農業（栽培管理、集出荷・選別 ※栽培管理は必須業務）
　② 畜産農業（飼養管理、集出荷・選別 ※飼養管理は必須業務）
○　労働者を６月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験が必要です。
○　農林水産省が設置する「農業特定技能協議会」への加入が必要です。
○　なお、外国人材は技能試験と日本語試験（N4相当）への合格が必要です。

<農業特定技能協議会について>

Q2　農業特定技能協議会には、どのタイミングで加入すればよいですか。

○　初めて特定技能外国人を受け入れる場合は、事前に協議会の加入が必要です。既に加入されている場合は、再度加入する必要はありません。

Q3　農業特定技能協議会への加入手続きについて教えてください。

○　農業特定技能協議会への加入については、下記の入力フォームから申請ください。
https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/fukyu/kanyuu.html
○　申請から１～２週間程度で、担当者のメールアドレスに対して、「加入通知書」が送付されます。2回目以降の受け入れの際も必要となるため、大切に保管ください。

Q4　農業特定技能協議会への加入には入会費は必要ですか。

○　農業特定技能協議会への加入にあたっては、入会費の必要はありません。

<特定技能評価試験について>

Q5　技能試験はどこで受験できますか。

○　１号試験は、海外13カ国（フィリピン、カンボジア、ミャンマー、モンゴル、ネパール、インドネシア、ベトナム、タイ、ウズベキスタン、スリランカ、インド、バングラデシュ、パキスタン）で月１回以上開催しており、国内では47都道府県で月１回以上開催されています。
○　２号試験は、国内で毎月開催されています。

Q6　試験結果はいつわかりますか？

○　試験終了時の画面に試験結果が表示されます。
○　結果通知書は試験終了から5営業日以内に、予約サイトで確認できます。

Q7　技能試験の日程はどこから確認できますか？

○　１号農業技能試験については、「農業技能測定試験」のサイトの「１号農業技能測定試験はこちら」から「国別試験情報」でご確認ください。
https://asat-nca.jp/asat1/exam
○　２号農業技能試験については、「農業技能測定試験」のサイトの「２号農業技能測定試験はこちら」から「予約受付サイト」でご確認ください。
https://asat-nca.jp/asat2
○　なお、再度受験する場合は、前回の試験日の翌日より起算して45日間は同じ試験を受けることができません。

<2号試験について>

Q8　2号試験受験のための要件はありますか。

○　２号試験受験に際しては、工程を管理する者としての２年以上の実務経験又は現場における３年以上の実務経験が必要です。
○　なお、受験申込みの際に、「実務経験に係る証明書」及び「誓約書」を記載することで実務経験を証明することとなっています。

<特定技能外国人が従事する業務の範囲について>

Q9　特定技能外国人は、選果業務に従事することはできますか。

○　特定技能外国人は、主たる業務として「栽培管理（飼養管理）、農産物（畜産物）の集出荷・選別等」に従事することができます。そのため、選果業務に従事していただくことは可能です。
○　ただし、栽培管理（飼養管理）業務が必須なため、選果業務のみに従事することはできません。
○　なお、派遣形態での受入れの場合においても、制度の趣旨を鑑みて、派遣先ごとに必須業務に従事することが望ましいです。

Q10　特定技能外国人材は冬場の除雪作業等に従事することも可能ですか。

○　農業分野の業務に従事する日本人が通常従事する関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬、販売作業、業務上必要な範囲で行う冬場の除雪作業等）であれば付随的に行うことが可能です。
○　この場合にも「栽培管理（飼養管理）、農産物（畜産物）の集出荷・選別等」を主たる業務とする必要があり、栽培管理（飼養管理）は必須となります。